

介護マークの配布・利用における留意事項

(静岡県健康福祉部健康増進課)

介護マークは、「認知症の人の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っている」との声が、介護家族から多く寄せられ、静岡県が2010年に作成したマークです。利用に当たっては以下の内容に留意し、介護する人を温かく見守る「やさしい社会」実現のため、ご協力をお願いします。

- ① 個人での利用については、静岡県に個別に許諾を得ること無く、介護時にご利用いただけます。
- ② 介護マークは、首から提げるだけでなく、バッジやマグネット、掲示物等に加工して利用いただけます。
- ③ 介護マークは、配布元の市区町村名・団体名・キャラクター等を表示し、配布・利用いただけます。
※配布の際は、マークの趣旨説明や、静岡県のHPリンクを掲載するなど、介護マークが適切に利用されるようご配慮ください。
※自治体で配布する場合は、別途、静岡県に申出書の提出をお願いします。
- ④ 個人での利用の場合も含め、以下の事項を禁じます。
 - ・ 営利目的での販売
※送料等、実費相当を利用者が負担し配布することは問題ありませんが、利用者の負担にならないようご配慮ください。
 - ・ マークの変形や色の変更、マークの趣旨を誤認させるような加工及びマークを隠すような表示
 - ・ 上記の外、マークを悪用するなど、静岡県の権利を侵害、または著しくイメージを損なうような行為

<介護マークデザイン>



<内容・特長>

- ・ 縦 69mm×横 97mm
- ・ 首から掛けられるようケースに入っている
- ・ 背中に回しても見えるよう両面になっている
- ・ カードだけケースから取り出し携帯も可能
- ・ マークを知らない人でも一目でわかるよう「介護中」の文字
- ・ 「介」の字を、人が人を支える形に
- ・ お茶の緑とみかんのオレンジ⇒静岡らしさ

色の指定

オレンジ M=70、Y=100

緑 C=65、Y=90